

日進市指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の実施に関する要綱

平成24年8月20日

要綱第59号

改正 平成27年3月6日要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年日進市規則第11号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 指定基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援の基準」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援の基準」という。）をいう。
- (2) 指定事業者 市町村の指定を受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者（以下「特定相談支援事業者」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「障害児相談支援事業者」という。）をいう。
- (3) 一般相談支援事業者 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。
- (4) 居宅介護支援事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (5) 障害福祉サービス事業者 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、法第77条に規定する地域生活支援事業を実施するために市長が指定した事業者及び児童福祉法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援者等をいう。
- (6) アセスメント 計画相談支援の基準第15条第2項第5号及び障害児相談支援の基準第15条第2項第5号に規定する利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握をいう。
- (7) 申請者 法第20条第1項に規定する支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者、及び児童福祉法第21条の5の6第1項に規定する通所給付決定を受けようとする障害児の保護者をいう。
- (8) サービス利用支援 法第5条第21項に規定するサービス利用支援及び児童福祉法第6条の2第7項に規定する障害児支援利用援助をいう。
- (9) 継続サービス利用支援 法第5条第22項に規定する指定継続サービス利用支援及び児

童福祉法第6条の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助をいう。

- (10) 利用計画案 法第22条第4項に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法第21条の5の7第4項に規定する障害児支援利用計画案をいう。
- (11) サービス担当者会議 計画相談支援の基準第15条第2項第10号及び障害児相談支援の基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。
- (12) 利用計画 法第5条第21項に規定するサービス等利用計画及び児童福祉法第6条の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。
- (13) 障害福祉サービス等 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援をいう。

(相談支援専門員の兼務)

第3条 計画相談支援の基準第3条ただし書及び障害児相談支援の基準第3条ただし書における相談支援専門員の兼務について、業務に支障がない場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者における相談支援専門員と兼務する場合
- (2) 一般相談支援事業者における相談支援専門員と兼務する場合
- (3) 居宅介護支援事業者等における介護支援専門員と兼務する場合
- (4) サービス提供事業所の従事者と兼務する場合は、相談支援業務との中立性やアセスメントに対する異なる視点を確保するとともに、市長が別に定める人員基準を満たす場合

(管理者の兼務)

第4条 計画相談支援の基準第4条ただし書及び障害児相談支援の基準第4条ただし書における管理者の兼務について、管理上支障がない場合とは、次のとおりとする。

- (1) 指定事業者における管理者と兼務する場合
- (2) 一般相談支援事業者における管理者と兼務する場合
- (3) 居宅介護支援事業者等における管理者と兼務する場合
- (4) 障害福祉サービス事業者における管理者と兼務する場合で、次のいずれの要件も満たすとともに、市長が別に定める人員基準を満たす場合

ア 常勤であること

イ 兼務する業務が、同一敷地、隣接又は近接の施設内であること

(指定の申請等)

第5条 指定事業者の指定を希望する者が規則第2条に規定する申請を行う場合は、事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 申請に係る事業開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の設備備品
- (6) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、経歴及び住所
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (9) 申請に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 申請者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

(1 1) 申請に係る事業計画書及び事業の資産の状況

(1 2) その他指定に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかに内容を確認した後に、日進市指定特定相談支援事業事業者指定書を通知するものとする。

(指定の更新)

第6条 法第51条の21及び児童福祉法第24条の29の規定に基づき指定された事業者が6年を超えて事業を継続する場合は、市長に対し、6年が経過する月の3か月前から更新の届出をすることができる。なお、事業を継続しない場合は、規則第3条に規定する廃止の届出をするものとする。

2 前項に規定する更新の手続きは、前条に規定する申請等に準じるものとする。

(アセスメントの実施)

第7条 指定事業者がアセスメントを実施する場合は、原則として法第20条第2項及び児童福祉法第21条の5の6第2項に規定する調査並びに法第77条第1項第1号に規定する相談支援事業（以下「障害程度区分調査等」）を併せて行うものとする。

2 市長は、前項の調査を実施するため、事業所ごとに障害程度区分調査等を委託することができる。

(利用計画案作成の手続)

第8条 市長は、サービス利用支援が必要と判断した場合は、申請者に利用計画案の提出を依頼するものとする。

2 申請者は、指定事業者が作成した利用計画案を提出するとともに、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支援申請書及び計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を市長に提出するものとする。ただし、法第22条第5項及び児童福祉法第21条の5の7第5項に規定する場合は除く。

(利用計画案の作成)

第9条 指定事業者は、申請者から利用計画案の作成を依頼された場合は、利用計画案に必要な書類を添付したものを作成し、申請者の承認を得るものとする。

2 障害福祉サービス事業者における従事者と相談支援専門員を兼務する者がサービス利用支援を実施した場合は、原則として市長が指定した指定事業者が継続サービス利用支援を実施するものとする。ただし、法第19条第3項に規定される場合で、給付の対象となる者が遠方に所在し、その地域の指定事業者が限られる場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。

(サービス担当者会議)

第10条 指定事業者は、申請者が法第22条第1項及び児童福祉法第21条の5の7第1項の規定に基づく支給の要否の決定（以下「支給決定」という。）を受けた後、サービス担当者会議を開催し、その記録を作成するものとする。

2 サービス担当者会議は、前項の規定に関わらず、支給決定の前に開催したサービス担当者会議をもって代えることができる。ただし、その場合は、指定事業者は支給決定の後にサービス担当者会議の出席者に対し、支給決定等に関する事項を連絡し、その内容を記録しなければならない。

3 申請者が利用を希望するサービスが特定の障害福祉サービス事業者に限定される場合ややむを得ない事由で緊急に障害福祉サービス等を利用しなければならない場合等は、関係者への連絡をもって、サービス担当者会議に代えることができる。ただし、その場合は、連絡等

の内容を記録しなければならない。

- 4 指定事業者は、サービス担当者会議の開催を経て作成された利用計画等を申請者、市長及び福祉サービス等の担当者に交付するものとする。

(モニタリング)

第11条 市長は、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第6条の16に規定する期間及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の5に規定する期間（以下「標準期間」という。）に基づき、利用計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う期間を決定する。

- 2 指定事業者は、前項において決定された期間に基づきモニタリングを行い、必要に応じて利用計画の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うものとし、利用計画の変更の手続きは、第8条に準じて行うものとする。

- 3 指定事業者は、前項に基づくモニタリングを実施した場合は、モニタリング報告書に必要書類を添付したものを市長に提出するものとする。

(標準期間の変更)

第12条 市長が標準期間を変更する場合は、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、家族又は支援者等からの虐待の疑いがある場合等、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 障害に起因する事由で対象者の生活状況が不安定な場合
- (2) 同居する家族の死亡等、対象者の生活環境に変化があった場合
- (3) サービス担当者会議における専門的な見地から、特に変更の必要があると意見を付された場合

- 2 前項に規定する標準期間については、サービス担当者会議の開催を経た利用計画案を勘案し、市長が定める。

- 3 市長は、法施行規則第6条の16ただし書に規定する期間及び児童福祉法施行規則第1条の2の5ただし書に規定する期間は、次に掲げるところにより決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 新たに支給決定された者

- ア 過去に障害福祉サービス等を利用したことがあり、特定の障害福祉サービス事業者のみを利用する場合 1か月間
- イ 過去に障害福祉サービス等を利用したことがあり、複数の障害福祉サービス事業者を利用する場合 2か月間
- ウ 障害福祉サービス等を利用することが初めての場合及び特に継続的なモニタリングが必要と認められる場合 3か月間

- (2) 支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変更のあった者

- ア サービスの種類又は量のいずれかに変更があった場合 1か月間
- イ サービスの種類及び量に変更があった場合又は総合的な援助の方針が変更され、サービスの種類又は量のいずれかに変更があった場合 2か月間
- ウ 総合的な援助の方針が変更され、サービスの種類及び量に変更があった場合 3か月間

(指導監査)

第13条 市長は、法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34の規定に基づき、指定事業者の指導又は監査を行うことができる。

2 指導又は監査の実施機関は、障害者福祉を担当する部署とする。

3 第1項の規定による指導又は監査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

(指導監査の目的)

第14条 指導監査は、法令等の遵守や相談支援の趣旨等について周知徹底させるとともに、必要に応じて、法第51条の27及び児童福祉法第24条の34に規定する報告等並びに法第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35に規定する勧告、命令等を実施することを目的とする。

(指導の方法等)

第15条 指導の方法は、一定の場所に、指定事業者を集めて講習をする等の方法（以下「集団指導」という。）又は指定事業者の事業所（以下「事業所」という。）の現地において関係書類の閲覧及び関係者を面談する方法（以下「実地指導」という。）のいずれかとする。

2 集団指導は、必要に応じて市内の全ての事業所を対象に実施する。

3 実地指導は、必要に応じて特に指導が必要と認められる事業所を対象として実施する。

4 実地指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 指導の対象となる事業所を決定したときは、あらかじめ指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

(2) 指導は、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」等を参考として指導を行う。

(3) 指導の結果、事業所において改善等を要する場合には、市長は事業所に文書によりその旨を通知する。

(4) 指定事業者は、前号の通知を受けた場合は、改善等の対応を記載した改善報告書を市長に提出しなければならない。

5 指導中に次に該当する状況を確認した場合は、指導を中止し、直ちに第16条及び第17条に規定する監査を実施することができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(監査の実施)

第16条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準の違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

(2) 市等へ寄せられる苦情

(3) 分析の結果、特異傾向を示す指定事業者の自立支援給付の請求データ等

(監査方法等)

第17条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 監査対象となる事業所を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を文書により通知する。

(2) 監査は、事業所に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、

出頭を求め、又は担当職員により関係者に対して質問させ、若しくは当該事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより行う。

(3) 市長は、監査の結果、法第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35に規定する勧告（以下「勧告」という。）に至らない軽微な改善を要すると認めた場合は、事業所に文書によりその旨を通知する。

(4) 事業所は、前号の通知を受けた場合は、改善等の対応を記載した改善報告書を提出しなければならない。

2 市長は、指定事業者において法第51条の28第2項各号及び児童福祉法第24条の35第1項各号に定める基準違反が認められた場合には、当該指定事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

3 前項の勧告を受けた指定事業者は、期限内に勧告に係る必要な措置を定め、文書によりその報告をしなければならない。

4 指定事業者が正当な理由がなく前項の措置を行わない場合は、市長はその勧告の内容の公表を行うことができる。その場合は、当該指定事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 市長は、前項に規定する聴聞又は弁明の機会の結果、正当な理由がなく第3項の措置を行わないと判断した場合は、法第51条の28第4項及び児童福祉法第24条の35第3項に規定する命令（以下「命令」という。）を行うことができる。

6 市長は、前項に規定する命令を行う場合は、当該指定事業者に対し、期限を定めて、文書によりその命令に係る必要な措置等を通知し、かつ、その旨を公示するものとする。

7 前項に定める命令の通知を受けた指定事業者は、期限内に文書によりその命令に係る措置を定め、文書により報告をしなければならない。

（指定の取消し等）

第18条 市長は、指定基準に違反する内容等が、法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該事業所に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

2 監査の結果、当該指定事業者が法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36第1項各号のいずれかに該当すると認められ、指定の取消し等を実施する必要がある場合は、当該指定事業者に対して、行政手続法第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

3 市長は、第1項に定める指定の取消し等を行う場合は、当該事業所に対し、その指定の取消し等の根拠等を文書により通知する。

（様式）

第19条 この要綱で定める事務手続に必要な様式は、市長が別に定める。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月6日要綱第17号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。